

舟橋村学校体育施設開故事業 (実施細則)

舟橋村教育委員会

【目次】

学校体育施設開放事業の流れ・・・・・・・・	1
-----------------------	---

学校体育施設開放事業とは・・・・・・・・	2
----------------------	---

開放場所および日時

利用できる団体

利用の大原則

利用の禁止

利用手続き・・・・・・・・	3
---------------	---

年度当初

1 団体登録

2 申請にあたって

年度途中

施設の利用について・・・・・・・・	4
-------------------	---

1 鍵の管理及び利用の報告

2 利用上の注意事項

3 屋外ナイター照明の利用

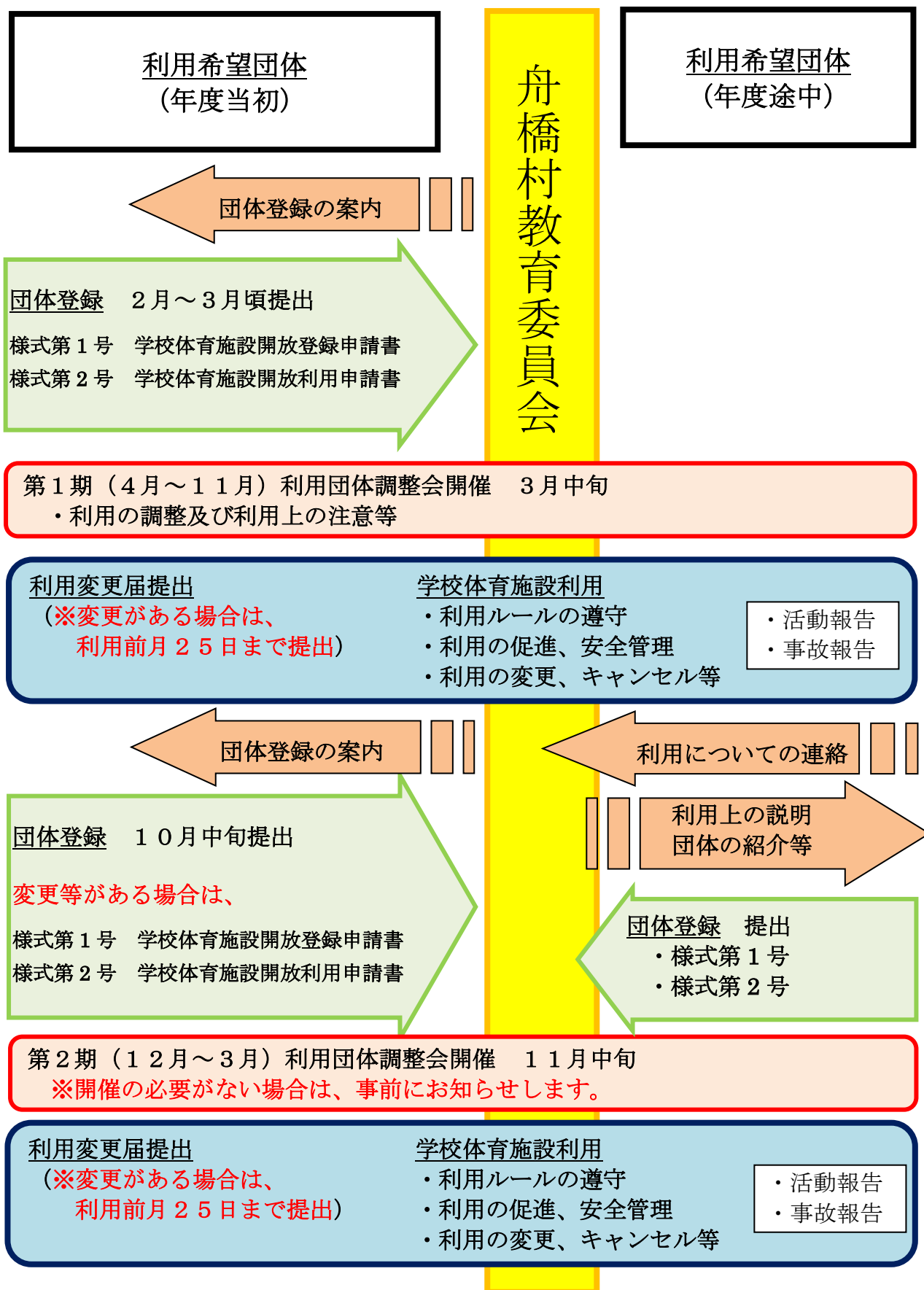
安全管理について・・・・・・・・	5
------------------	---

1 施設利用中の安全管理

2 鍵の管理

3 保険制度

学校体育施設開放事業の流れ



学校体育施設開放事業とは

学校体育施設開放事業は、舟橋村における社会体育の振興及び普及を目的に、学校教育活動に支障のない範囲で、舟橋村が設置する小・中学校の体育施設を村民に開放する事業です。

○開放施設および日時

舟橋村立学校の体育施設の開放に関する規則に則り、舟橋小学校、舟橋中学校のグラウンド、体育館を、下記の時間に利用することができます。

※1 開放時間は、準備、片付けの時間を含みます。

※2 学校の教育活動が第一優先であり、利用できなくなる場合又は短縮する場合があります。

施設	開放日	開 放 時 間	備考
小学校体育館 グラウンド	平日 休日	午後5時から午後9時まで 午前8時から午後9時まで	※共通
舟橋中学校体育館	平日	午後6時から午後9時半まで	※延長部等
	土曜	午前12時から午後9時半まで	
	日曜	午前8時から12時まで 午後5時から9時半まで	※練習試合等
舟橋中学校グラウンド	平日		
	休日	別途相談	

※年末年始（12/29～1/3） ※児童・生徒中心の団体は午後9時まで

○利用できる団体

1 利用は、以下のいずれかに限ります。個人への開放は行っておりません。

舟橋村に在住、在勤もしくは在学する者10人以上で団体を構成し、当該団体に責任者として成人が含まれる場合（児童・生徒の団体は複数）で、事前に開放団体登録した団体とする。

- ・団体所在地が舟橋村内であること
- ・構成員が8割以上、村内在住、在勤、在学者であること

2 上記2点を開放団体の原則とする。

P T A活動や地域活動など、広く地域住民を対象とした公益的な活動を行う場合は、団体登録の必要はありません。事前に学校へ利用申請してください。

○利用の大原則

学校は児童・生徒の教育の場です。如何なる理由があろうと学校教育が優先されます。利用団体は利用にあたり、学校教育及び学校管理上支障が生じないよう、次のことを遵守してください。

- ・利用は、学校教育に支障のない範囲とし、学校の指示に従うこと
- ・学校が定める施設使用や、利用上のルール・マナーを守ること
- ・近隣住民の迷惑とならぬよう、周辺の学校敷地外でのマナーにも配慮すること

○利用の禁止

- ・政治を目的とする活動
- ・学校施設又は附属設備等を破損又は滅失するおそれがある場合
- ・宗教を目的とする活動
- ・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる活動
- ・営利を目的とする活動
- ・その他施設の管理上支障があると認められる活動

利用手続き

年度当初

1 団体登録

以下の提出物を教育委員会へ提出してください。

- (1) 様式第1号 学校体育施設開放登録申請書（団体認定、構成員の確認のため）
（責任者、事務担当者の連絡先も必ず記入してください。）
（少年団体の場合も、責任者、事務担当者は、成人者とします。）
- (2) 様式第2号 学校体育施設開放利用申請書（利用時間調整のため）

2 申請にあたって

利用申請の際に、次のことをご承知ください。

- (1) 定期的に利用する団体（10人以上）は、利用内容に変更がある場合のみ利用する前月の25日までに利用変更届を提出する。25日が土日の場合は前日、前々日の金曜日、祝日の場合は前日までに提出し、許可を受ける。
- (2) 利用しないことが生じた場合は、速やかに教育委員会へ連絡する。
- (3) 他の団体の使用時間を希望する場合は、団体間で連絡・調整する。変更があれば、教育委員会へ報告し、許可を受ける。その他、空いている時間の使用希望に関しては、教育委員会で受け付け、25日以降に調整を行う。
- (4) 平日午後7時以降及び土日の利用に関し、「雨天の場合は体育館を利用する」という施設の利用については、特別な事情がない限り許可しない。
- (5) 1団体の利用時間は、1日2時間程度とする。ただし、教育委員会が認める場合にはこの限りではない。
- (6) 土曜日午前の中学校体育施設は、中学校部活動の使用を優先とする。また、祝日の中学校体育施設の使用に関しては、部活動を優先とする。
- (7) 長期休業期間中の小学校施設の日中の使用については、教育委員会と協議する。
- (8) 利用する際の、怪我および施設・設備の毀損（きそん）・紛失などの賠償は、団体の責任とする。そのため、団体は、安全への注意を払うとともに、傷害および損害賠償保険への加入など安全管理体制をとらなければならない。また、事故など起きた場合は、速やかに教育委員会に報告する。

年度途中

年度途中に、利用者からの連絡があった場合、下記の手順で進めます。

1. 利用希望者からの連絡
 2. 利用目的、利用日時の確認
 3. 既存団体と調整
 4. 学校施設開放事業の説明
 5. 団体登録
- ※団体登録条件を満たさない場合
1. 既存団体の紹介及び調整
 2. 既存団体での活動

施設の利用について

1 鍵の管理及び利用の報告

学校開放の鍵は、各学校に設置した保管庫の鍵を利用し、使用後は速やかに返却ください。
利用毎に保管庫に入っている活動日誌へ記入又は下記QRコードより活動記録を報告ください。



2 利用上の注意事項

毎回の利用については、次のことを遵守してください。

- ① 利用許可された時間内で準備・片付けを行い、前後の利用団体の使用を妨げないこと。
- ② 利用後は、戸締り・清掃、消灯を確実に行うとともに利用した備品等は元の位置に返却すること。
- ③ 出したゴミは、各団体で責任をもって始末すること。(学校内のゴミ箱には捨てない。)
- ④ 施設・設備の毀損、紛失については、直ちに学校及び教育委員会へ連絡すること。また、利用団体が原状回復の責を負うこと。
- ⑤ 未成年者が参加の場合は、その管理を各団体の責任において行う。
- ⑥ けが等の事故については、教育委員会は責任を負わない。
- ⑦ 車は、指定された場所以外の乗り入れ及び駐車は厳禁とする。
(小・中学校とも校舎北側駐車場)
- ⑧ 次の行為は厳禁とする。
 - ・体育館内での、外履きシューズの使用
 - ・学校敷地内での喫煙、火気の使用
 - ・アルコール類を飲用しての利用
 - ・ペット等を連れての利用
- ⑨ その他、教育委員会の指示に従うこと。

3 屋外ナイター照明の利用

許可団体は、舟橋小学校において、有料で夜間照明施設を利用できます。利用許可の承認を受けた団体は、教育委員会でコインを購入し、ご利用ください。

【コイン販売所】教育委員会（舟橋村役場）

【コインの価格】1枚（30分間）：250円

安全管理について

1 施設利用中の安全管理

■緊急時の連絡体制と事故報告

緊急事態発生に備え、各団体での連絡体制を整備してください。

緊急事態が発生した場合には、必ず、教育委員会にご連絡ください。

【窓口】・・・平日 8:30～17:15 464-1131 (教育委員会)

平日 17:15～ 464-1121 (代表)

■自動体外式除細動器 (AED) の設置場所

AED設置場所は、下記のとおりです。万が一使用した場合は、教育委員会へご連絡ください。



舟橋小学校：体育館と教室棟の間（倉庫横）



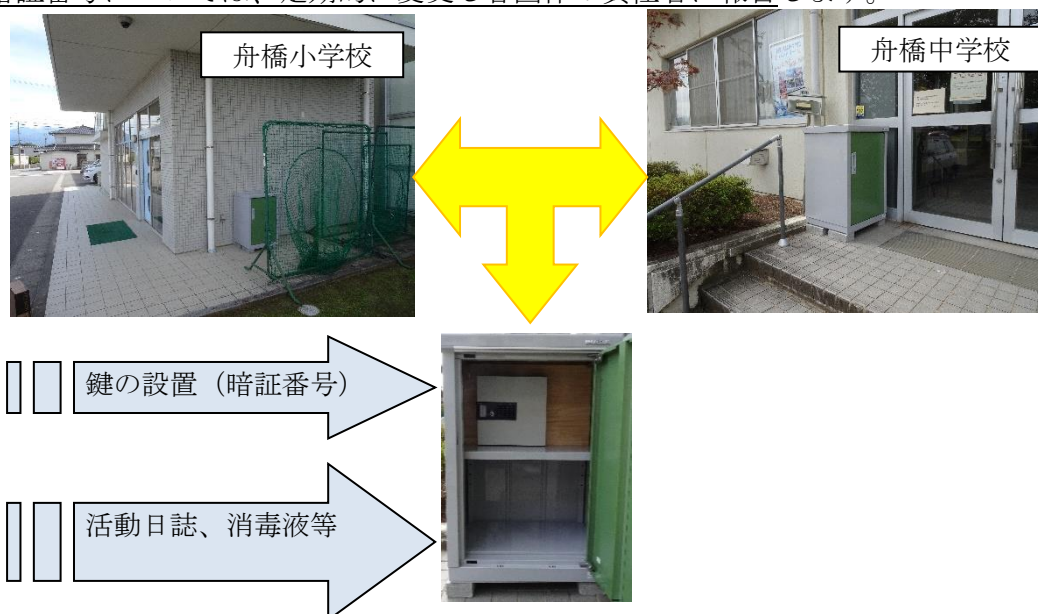
舟橋中学校：社会体育入口左側

2 鍵の管理

施設の鍵について、下記のとおりです。

保管庫の中にあるキーボックス（暗証番号）を入力して開錠し利用ください。

なお、暗証番号については、定期的に変更し各団体の責任者に報告します。



万が一開かない場合…役場宿直より鍵を受け取り対応

3 保険制度

学校開放事業では、自己責任のもとでの施設使用となりますので、登録団体は、保険の加入に努めてください。スポーツ、文化、レクリエーション、ボランティア活動中の怪我や事故に対処するため、次のよう保険制度があります。

○スポーツ安全保険

この保険は、スポーツ、文化、レクリエーション、ボランティア、地域活動等を行う4名以上のアマチュアの団体を対象に、往復途上を含めた団体活動中の傷害及び損害賠償責任を負う事故を補償するためのものです。（補償対象となる活動団体活動の内容により、掛金、補償内容は異なります。）

掛け金（1人年額） ※スポーツ活動の場合 ・子ども 800円 ・大人 64歳以下 1,850円 65歳以上 1,200円	死亡	2,000万円（最高）
	後遺障害	3,000万円（最高）
	入院	4,000円／日
	通院	1,500円／日
	対人賠償	1億円／人
	対人・対物賠償合算	5億円／事故
	葬祭費用（突然死）	180万円

【連絡先】（公財）スポーツ安全協会 富山県支部 TEL：429-1230 FAX：461-7139
富山市秋ヶ島183番地 富山県総合体育センター内（公財）富山県体育協会内

※このきまり（実施細則）は、平成28年4月1日より適用する。
令和4年4月1日より適用する。